



# 佐賀県公報

平成19年  
10月3日  
(水曜日)  
第12964号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 道路の区域の変更 (五三〇・道路課) 一
- 道路の供用開始 (五三一・" ) 一
- 道路の区域の変更 (五三二・" ) 二

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 ( " ) 三
- 公共測量の実施 (土地対策課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 五
- 県営伊万里西部地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 五
- 金立東部地区換地計画 ( " ) 五
- 公印の登録 (総務法制課) 六
- " ( " ) 六

## 選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、  
 同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙  
 権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た  
 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに  
 地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す  
 る者の総数の三分の一の数

## 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関  
 の指定の一部改正

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路  
 の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月三日から平成十九年十一月二日  
 まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道 路 の 区 域		
		変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
鳥巢浜崎停 車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二三七 番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五 番地先まで	前	一七・七	一九〇・二
		後	一五・四	一六九・四
唐津市浜玉町浜崎字畑田二三七 番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五 番地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畑田二三七 番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五 番地先まで	前	一五・四	一六九・四
		後	一〇・七	一六九・四

### ◎佐賀県告示第五百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の  
 とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月三日から平成十九年十一月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥巢浜崎停車 場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二三七番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字畑田八七五番地先まで	平成一九・一〇・三

●佐賀県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月三日から平成十九年十一月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町道免字黒木籠六四 五番一地先から	小城市芦刈町道免字黒木籠六八 二番五地先まで	二九・六 、 二六・〇	五五・〇
	小城市芦刈町道免字黒木籠六四 五番一地先から	小城市芦刈町道免字黒木籠六八 二番五地先まで	三〇・六 、 二七・〇	五五・〇

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年10月3日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストアセリ上峰店

佐賀県三養基郡上峰町大字坊所字二本谷2495番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ナチュラル株式会社

代表取締役社長 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

ナチュラル株式会社

代表取締役社長 森 信

福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年5月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,428平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

<p>建物西側 128台</p> <p>イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 52台</p> <p>ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 40平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 9.94立方メートル</p> <p>(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前10時から午後10時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地西側 2箇所 建物敷地南側 1箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 平成19年9月19日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成19年10月3日から 平成20年2月2日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、</p>	<p>意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成19年10月3日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ベスト電器唐津パイパス店 唐津市鏡3699番地1号</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(イ) 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <p>A棟西側 14台 A棟西側 11台 合計 25台</p> <p>(変更後)</p> <p>A棟西側 10台 A棟西側 7台 B棟北側 8台 合計 25台</p> <p>(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前)</p>
--	--

<p>           A棟南側 51.5平方メートル            A棟西側 18.0平方メートル            合計 69.5平方メートル            (変更後)            A棟南側 51.5平方メートル            B棟北側 18.0平方メートル            合計 69.5平方メートル            イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項            (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間            (変更前)            株式会社ベスト電器 午前10時から午後9時まで            (変更後)            株式会社ベスト電器 午前10時から午後9時まで            株式会社ベスト電器 午前10時から午後9時まで            株式会社ベストファミリー 24時間            (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯            (変更前)            午前9時30分から午後9時30分まで            (変更後)            24時間            (ロ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯            (変更前)            荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時まで            (変更後)            荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時まで            荷さばき施設No.2 24時間            (3) 変更する年月日            ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項         </p>	<p>           平成20年5月21日            イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項            平成19年9月21日            (4) 変更に係るもの以外の事項            ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名            (イ) 株式会社ベスト電器            代表取締役 有蘭憲一            福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号            (ロ) 株式会社ベストファミリー            代表取締役 有蘭憲一            福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号            イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計            3,410平方メートル            ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項            (イ) 駐車場の位置及び収容台数            建物西側 124台            (ロ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量            建物南側 11.8立方メートル            エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項            駐車場の自動車の出入口の数及び位置            敷地北側 1箇所            敷地南側 1箇所            合計 2箇所            2 届出年月日            平成19年9月20日            3 関係書類の縦覧         </p>
---	--

<p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成19年10月3日から 平成20年2月2日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するように提出してください。</p> <p>測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。</p> <p>平成19年10月3日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 公共測量（3級水準測量） 2 作業期間 平成19年9月25日から平成20年3月14日まで 3 作業地域 伊万里市・唐津市・唐津市南東部</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成19年10月3日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 唐津市久里字天園323番3、327番1、328番及び330番3</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>西松浦郡有田町立部乙2238番1 岩忠建設株式会社</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）伊万里西部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年11月16日までに佐賀県伊万里農林事務所（郵便番号848-0041 伊万里市新天町122番地4）に提出してください。</p> <p>平成19年10月3日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）伊万里西部地区の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成19年10月4日から平成19年11月1日</p> <p>3 縦覧の場所 伊万里市役所</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）金立東部地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年11月16日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁塚町8番</p>
---	---

地1)に提出してください。

平成19年10月3日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業(ほ場整備)担い手育成型)金立東部地区の換地計画書の写し

- 2 縦覧の期間

平成19年10月4日から平成19年11月1日まで

- 3 縦覧の場所

佐賀市役所

次の公印は、平成19年9月28日をもって登録しました。

平成19年10月3日

佐賀県知事 古川 康



保険手続専用

佐賀県知事印

次の公印は、平成19年9月28日をもって登録しました。

平成19年10月3日

佐賀県知事 古川 康



電算出力専用

佐賀県知事印

### ○ 選挙管理委員会事項

#### ●佐賀県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十九年十月三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、八五三人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八二、一〇八人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五四、〇五一

唐津市・東松浦郡 三七、三一七

鳥栖市 一七、〇八三

多久市 六、一四八

伊万里市 一五、六〇四

武雄市 一三、八四四

鹿島市・藤津郡 一、四三一

小城市 一二、二〇九

嬉野市 七、九五四

神崎市・神埼郡 一三、二二二

佐賀郡 九、三三二

三養基郡 一四、七〇三

西松浦郡 五、九一〇

杵島郡 一二、〇七九

○ 東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道告示第一号

佐賀県東部工業用水道の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（平成七年佐賀県東部工業用水道告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

第二号の表の株式会社佐賀銀行三田川支店の項中「三田川町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表の株式会社佐賀共栄銀行三田川支店の項中「三田川町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表の株式会社佐賀共栄銀行福岡支店の項中「網場町」

を「網場町」に改める。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十月三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷



**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています